

## 令和6年度における主な新規・充実事業について

## 1 放課後等デイサービス事業補助【新規】

## (1) 目的

放課後等デイサービスの利用ニーズの増加や今後の月島地域の人口増加を踏まえ、放課後等デイサービスの区内事業所の開設を促進するため、新たに開設する事業所への補助を行います。

## (2) 内容

## ア 対象事業者

- ① 区内に新たに開設する放課後等デイサービス事業者であること。
- ② 開設後の補助対象期間中の利用者は、定員の7割以上を区民とし、かつ、月島地域在住の児童を受け入れること。
- ③ 開設後少なくとも3年間は送迎サービスを行うこと。ただし、月島地域の事業所は送迎サービスの実施有無を問わない。

## イ 補助内容

## ① 開設前賃料補助

(ア) 対象経費 開設前に生じた賃借料・共益費・駐車場代などに係る経費。ただし、最大3カ月分までとする。

(イ) 補助率 10/10

(ウ) 限度額 1事業所あたり3,000千円

## ② 送迎費補助

(ア) 対象経費 送迎用車両のリース料及び駐車場代などに係る経費。最大2台までを対象とし、開設から3年間限定とする。

(イ) 補助率 10/10

(ウ) 限度額 1事業所あたり1台につき50千円/月

## ③ 家賃補助（新たに月島地域で開設する事業所のみ）

(ア) 対象経費 賃借料（共益費を含む）。ただし、開設から3年間限定とする。

(イ) 補助率 1/4

(ウ) 限度額 1事業所あたり1,600千円/年

ウ 予算額 12,400千円

## 2 窓口における遠隔手話サービス等の導入【新規】

区窓口における意思疎通手段の充実を図るため、タブレット端末を利用した遠隔手話及び音声筆談サービスを導入します。

## 【設置場所】

本庁舎、特別出張所、保健所・保健センターほか 計16か所

### 3 重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業の充実【充実】

#### (1) 目的

日常的に医療的ケアが必要な児童等を在宅で介護する家族の介護負担の軽減を図るため、レスパイト事業の利用時間の上限を拡充します。

#### (2) 対象者

医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児（者）及び医療的ケア児を介護する家族

#### (3) 利用料金

利用1回ごとに所得に応じて自己負担あり

#### (4) 利用時間

**1年度につき144時間（令和5年度までは96時間）を上限**

1回につき2時間～4時間

### 4 個別避難計画の作成【充実】

災害時地域たすけあい名簿登録者を対象に個別避難計画を作成します。

#### (1) 対象者（障害のある方）

ア 身体障害者手帳（第1種の記載があるもの）をお持ちの方

イ 言語・視覚・聴覚障害の全等級、肢体不自由の1級～3級に該当する方

ウ 愛の手帳の1度、2度に該当する方

エ 精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する方

オ その他災害時の支援が特に必要な方

#### (2) 実施方法

相談支援事業所の協力のもと、作成を勧奨します。

### 5 事業の充実に向けた施設の再編整備【充実】

#### (1) 福祉センター事業の充実

福祉センターの今後の利用者の増加と様々な支援ニーズに適切に対応するため、受入体制および利用者個々の障害特性等に応じたサービス支援体制の強化を図ります。

ア 明石町作業室（就労継続支援B型）の移転開設

定員 20名から30名に拡大

時期 令和6年4月

イ 福祉センター生活介護（成人室）の活動スペースの拡充

定員 40名から50名に拡大

時期 令和6年10月

#### (2) 子ども発達支援センター事業の充実

増加傾向にある多様な療育ニーズに適切に対応するため、新たに個別療育室を拡充します。

時期 令和6年7月